

第4章 施策の内容

基本目標 1. 外国籍市民への支援の充実

基本目標 2. 多文化共生意識を持った市民の育成

基本目標 3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

基本目標 4. 姉妹・友好都市交流などの充実

第五次川越市国際化基本計画では、4つの基本目標、13の施策と55の事業から構成されています。

4つの基本目標は第四次計画とほぼ同じ内容としていますが、施策目標及び事業については体系を見直し、国が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」との整合を図った施策の体系と内容へと改めています。

新規に実施する事業は23事業となっており、多文化共生社会の実現を強く意識した事業内容となっています。

基本目標 1. 外国籍市民への支援の充実



(1) コミュニケーション支援

外国籍市民が日常生活で直面する言葉の壁に対する支援を行うため、以下のコミュニケーション支援を行います。

新たな取組として、日本語を学ぶ機会の拡大、ICTを活用した学習支援、日本語に堪能な外国籍市民の活用、NPO等との連携による多言語情報の発信などの事業を実施することにより、外国籍市民にとって大きな問題であるコミュニケーションに関する問題の解消に努めます。

事業No.	1	事業名	日本語教室の開催
事業内容	・国際交流センターや南公民館、高階公民館、大東南公民館などで日本語教室を開催する。		
所管課	国際文化交流課、南公民館、高階公民館、大東南公民館		

事業No.	2	事業名	新たな日本語教室の整備 新規
事業内容	・オンライン型の日本語教室の開催や、国際交流センター以外の拠点で新たな日本語教室を立ち上げる。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	3	事業名	外国籍児童生徒等への学習支援
事業内容	・ボランティア団体と連携した学習支援教室を国際交流センターなどで開催し、外国籍児童生徒などへの学習支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	4	事業名	学校における外国籍児童生徒への支援
事業内容	・日本語指導が必要な外国籍児童生徒などに対して、語学指導補助員を派遣し、学校生活や学習の支援を行う。		
所管課	学校管理課		

事業No.	5	事業名	ICTを活用した外国籍児童生徒への学習支援 新規
事業内容	・ICTを活用した外国籍児童生徒への学習支援を含めた、ICTによる教育を行う教員の養成に係る取組を推進する。		
所管課	教育指導課		

事業No.	6	事業名	広報川越、市HP、市SNSの多言語化・やさしい日本語 ⁹ 化の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式HP（ホームページ）において、自動翻訳機能サービスの提供を行う。 ・川越のイベント情報や観光スポットに関する観光情報を発信する。 ・外国籍市民に向けて、市政情報を定期的に発信する。 		
所管課	広報室、観光課、国際文化交流課		

事業No.	7	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用
事業内容	・市の事業に係る通訳や翻訳を行う無償ボランティア制度を運営し、コミュニケーション支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	8	事業名	外国籍市民にもわかりやすいサインの表示（多言語化・ピクトグラム ¹⁰ 〔絵文字〕化）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観光スポットまでの適切な案内を行うため、わかりやすい多言語表記やピクトグラムを活用した観光サイン類を整備する。 ・国際交流センターの案内を多言語化し、外国籍市民の利便性向上に努める。 		
所管課	観光課、国際文化交流課		

⁹ 「やさしい日本語」とは、簡易な表現を用いる、分かち書きするなど文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語のこと。

¹⁰ 「ピクトグラム」とは、公共施設などでよく使われる、視覚的に意味を伝えるシンプルな絵記号のこと。

第4章 施策の内容

事業No.	9	事業名	公共パンフレットの多言語化・やさしい日本語化
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの分け方、出し方パンフレットを多言語化し、情報提供する。 ・図書館利用案内を多言語化し、情報提供する。 ・散策マップや観光施設の多言語パンフレットを作成し、情報提供する。 ・公共パンフレットの多言語化・やさしい日本語化について、庁内各部署の推進状況を把握し、定期的にその推進を働きかける。 		
所管課	資源循環推進課、中央図書館、観光課、国際文化交流課		

事業No.	10	事業名	外国籍市民等を相談員等とする取組の推進 新規
事業内容	・地元の外国籍市民を相談員等にすることで、よりきめ細やかな支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	11	事業名	NPO等との連携による多言語情報の提供 新規
事業内容	・関係するNPO等の民間団体とも連携して、民間における多言語・やさしい日本語の普及を促す取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

(2) 外国籍市民の生活支援

定住する外国籍市民の行政に対するニーズに応えるため、以下の事業を行い、子育てや保健・医療・福祉などの分野で個別具体的な生活を支援します。

新たな取組として、ICT活用による市窓口案内、外国籍児童生徒の就学状況の把握、高校進学に向けた進路指導、医療分野における多言語化・やさしい日本語化によるアクセス性の向上、外国籍市民向け生活情報や行政情報の発信強化などの事業を行います。

事業No.	12	事業名	外国籍市民相談の開催
事業内容	・外国籍市民の家庭生活や社会生活における相談に応じ、適切な指導や助言を行い、生活を支援する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	13	事業名	ICTを活用した窓口案内等における多言語化の推進 新規
事業内容	・ICTを活用し、外国籍市民の窓口案内機能を強化する。		
所管課	広聴課		

事業No.	14	事業名	就学状況の把握 新規
事業内容	・市内の外国籍児童生徒の実態把握を行い、教育支援のあり方を検討できる基礎データを収集する取組を推進する。		
所管課	学校管理課		

事業No.	15	事業名	就学に関する多言語による情報提供・就学案内
事業内容	・「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」の改訂を行うほか、教育に係る情報提供の多言語化・やさしい日本語化を行う取組を検討する。 ・「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」の改訂を行う。		
所管課	学校管理課、国際文化交流課		

事業No.	16	事業名	学校における外国籍児童生徒への支援（再掲）
事業内容	・日本語指導が必要な外国籍児童生徒などに対して、語学指導補助員を派遣し、学校生活や学習の支援を行う。		
所管課	学校管理課		

事業No.	17	事業名	高校進学に向けた進路指導の充実 新規
事業内容	・埼玉県が実施している高校進学ガイダンスへの協力を行う。 ・高校進学に向けた進路指導について、外国籍生徒の実態に応じたきめ細やかな支援を行う。		
所管課	国際文化交流課、教育指導課		

事業No.	18	事業名	留学生を始めとする外国籍市民の就業支援
事業内容	・商工会議所やハローワークなどと連携し、地元企業への就業を支援する取組を検討する。		
所管課	産業振興課、雇用支援課		

事業No.	19	事業名	外国籍市民向け防災対策の推進
事業内容	・庁内関係課と連携し、さまざまな外国籍市民向けの防災対策を行う。		
所管課	防災危機管理室、国際文化交流課		

事業No.	20	事業名	外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供 新規
事業内容	・市内医療機関の外国籍市民への対応状況を調べ、多言語による情報提供事業について検討する。		
所管課	保健医療推進課		

第4章 施策の内容

事業No.	21	事業名	健康診断や健康相談における外国籍市民への対応 新規
事業内容	・各種予防事業や健診事業に係る多言語化・やさしい日本語化の取組を推進する。		
所管課	健康管理課、健康づくり支援課、国民健康保険課、保健予防課		

事業No.	22	事業名	医療機関における多言語・やさしい日本語の普及促進 新規
事業内容	・医療機関における多言語化・やさしい日本語化を促進する取組を検討する。		
所管課	保健総務課		

事業No.	23	事業名	生活オリエンテーション ¹¹ 等の実施 新規
事業内容	・日本語教室等を通じて、生活情報や行政情報の発信を行う。 ・本市転入時に外国籍市民に向けて、生活リーフレット等の配布を行う。		
所管課	国際文化交流課、市民課		

事業No.	24	事業名	自治会・町内会等への外国籍市民の加入促進
事業内容	・外国籍市民向け自治会加入促進パンフレットを多言語で作成し、配布を希望する自治会に提供する。		
所管課	地域づくり推進課		

事業No.	25	事業名	外国籍市民に対する居住支援 新規
事業内容	・賃貸住宅に関する慣例や仕組み等に関する情報を、外国籍市民へ多言語やさしい日本語で提供する取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

¹¹ 「生活オリエンテーション」とは、外国籍市民が円滑に日本社会で働き、生活を送る上で必要な情報を提供すること。

基本目標 2. 多文化共生意識を持った市民の育成



(1) 市民の人材育成

外国籍市民との共生に資する人材を育てるため、以下の事業を実施します。

新たな取組として、外国籍市民が日本の社会や文化を学ぶ講座の開催、やさしい日本語を活用できる人材の育成、防災訓練への参加を通じた外国籍市民の啓発事業を行います。

事業No.	26	事業名	日本語ボランティアの育成
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 日本語ボランティアを養成する講座を開催し、外国籍市民に日本語を指導する人材を育成する。 外国籍市民に日本語を教える技術の向上を目的とした研修会を開催する。 		
所管課	国際文化交流課、大東南公民館		

事業No.	27	事業名	国際理解講座、多文化共生理解講座の開催
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民の国際感覚や多文化共生意識を涵養するため、語学やさまざまな国の文化や歴史を学ぶ講座を開催する。 外国籍市民を対象とした日本の社会や文化を理解する講座を開催する。 市民活動・生涯学習施設における提案事業講座の一部で、語学などの講座を開講する。 		
所管課	国際文化交流課、文化芸術振興課		

事業No.	28	事業名	国際化や多文化共生に対応した職員の育成
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍市民に対する接遇や、やさしい日本語の使い方など多文化共生社会に対応できる職員を育成する。 		
所管課	国際文化交流課、職員課		

事業No.	29	事業名	外国籍市民の防災への参画を促す取組の推進 新規
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練等へ外国籍市民や多文化共生キーパーソン¹²などの参画を促進する取組を行う。 		
所管課	防災危機管理室		

¹² 「多文化共生キーパーソン」とは、埼玉県知事が委嘱・登録した、外国籍市民と自治体などとの橋渡しを行う人材のこと。

(2) 市民の人材活用

多文化共生を進めるためにも、以下の事業を推進することにより、日本人市民の人材を活用するとともに、外国籍市民の人材活用も進めます。

新たな取組として、通訳・翻訳ボランティア制度を外国籍市民にも広く周知し、日本人市民だけではなく、日本語が堪能な外国籍市民の活用にも努めます。

事業No.	30	事業名	日本語ボランティアの活用
事業内容	・国際交流センターなどで日本語を教える日本語ボランティアと協働し、日本語ボランティアの活用を通じた外国籍市民の支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	31	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用（再掲）
事業内容	・市の事業に係る通訳や翻訳を行う無償ボランティア制度を運営し、コミュニケーション支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	32	事業名	外国籍市民国際人材ネット（K-net）の充実
事業内容	・地域の国際化や多文化共生の理解を助ける外国籍市民の登録制度（K-net）の周知を図り、人材の確保に努める。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	33	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度への外国籍市民の登録促進 新規
事業内容	・通訳・翻訳ボランティア登録制度を周知し、日本語も堪能な外国籍市民の登録を促し、その活用を図る。		
所管課	国際文化交流課		

(3) グローバル化に対応する教育の推進

本市の未来を担う児童生徒に対し、国際社会や多文化共生社会に適応するための力を身に付けさせるために、学校の教育活動全体を通して計画的な国際理解教育を推進します。また、外国語によるコミュニケーション能力を育成するため、以下の事業を行います。

事業No.	34	事業名	英語指導助手の配置事業の充実
事業内容	・児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、小・中・市立川越高等学校及び特別支援学校に配置している英語指導助手の資質向上や活用方法の充実を図る。		
所管課	教育センター		

事業No.	35	事業名	小学校・中学校英語教育の充実
事業内容	・外国語活動・外国語科における授業等の充実・改善を図るため、教材・指導資料を作成し活用する。また、研修、授業公開、合同研修などを実施し、教職員の外国語の指導力向上を図る。		
所管課	教育センター		

事業No.	36	事業名	国際理解教育の推進 新規
事業内容	・国際理解教育に係る全体計画・年間指導計画を小・中学校に作成させ、学校の教育活動全体を通じた国際理解教育の充実を図る。		
所管課	教育指導課		

(4) NPO 等との協力・連携

NPOをはじめとする市民団体や、外国籍市民と関係する機関や団体との連携を図るため、以下の事業を行います。

事業No.	37	事業名	国際交流・多文化共生に関する市民団体への支援
事業内容	・地域の国際化に貢献する市民団体が行う事業に対する補助を行い、その活動を支援する。 ・市民活動団体が地域の課題解決に向けての取組について、市との協働事業としての実施を促進し、その活動を支援する。		
所管課	国際文化交流課、地域づくり推進課		

事業No.	38	事業名	NPO・日本語学校などと連携し、日本人市民と外国籍市民が交流する場づくり
事業内容	・NPO や日本語学校などとの連携・協働を通じ、日本人市民と外国籍市民とが交流する機会を提供する。		
所管課	国際文化交流課		

基本目標 3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり



(1) 交流機会の充実

孤立しがちな外国籍市民と「顔の見える関係」を築くため、以下の事業を推進します。

事業No.	39	事業名	国際交流センターなどにおける外国籍市民と日本人市民との交流機会の充実
事業内容	・国際交流センターなどにおける各種事業を通じ、日本人市民と外国籍市民とが交流する機会を提供する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	40	事業名	多文化共生キーパーソン／ネットワーク／自助組織の支援及び連携強化
事業内容	・外国籍市民のコミュニティや多文化共生キーパーソンなどと連携を強化し、地域社会への参画を促す。		
所管課	国際文化交流課		

(2) 差別的言動の解消と多様性の尊重

外国籍市民に対する差別的言動を解消し、共生していくために、以下の事業を推進します。

新たな取組として、外国籍市民を対象とした差別の解消にむけた啓発事業を実施します。

事業No.	41	事業名	不当な差別的言動の解消 新規
事業内容	・外国籍市民であることを理由とした差別の解消に向け、啓発活動の取組を行う。		
所管課	人権推進課、地域教育支援課		

事業No.	42	事業名	国際理解講座、多文化共生理解講座の開催（再掲）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の国際理解や多文化共生意識を涵養するため、語学やさまざまな国の文化や歴史を学ぶ講座を開催する。 ・外国籍市民を対象とした日本の社会や文化を理解する講座を開催する。 ・市民活動・生涯学習施設における提案事業講座の一部で、語学などの講座を開講する。 		
所管課	国際文化交流課、文化芸術振興課		

(3) 外国籍市民の要望や意見の聴取

外国籍市民の行政に対する要望や意見を取り入れるために、以下の事業を推進します。

新たな取組として、外国籍市民の意見を吸い上げる環境整備に努めます。

事業No.	43	事業名	外国籍市民会議の開催
事業内容	・外国籍市民の意見を市政に取り入れ、多文化共生社会の実現を図る。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	44	事業名	外国籍市民の意見を吸い上げ、反映する仕組みの構築 新規
事業内容	・外国籍市民が意見や要望を出しやすい環境整備を推進する。		
所管課	広聴課		

(4) 多文化共生推進体制の整備

今後ますます増加が見込まれる外国籍市民に対する行政ニーズに対応するため、本市の多文化共生推進体制のあり方について検討します。

事業No.	45	事業名	多文化共生施策の推進を所管する担当部署の設置検討 新規
事業内容	・新たな行政ニーズに対応するため、多文化共生施策を効率的に推進する体制を検討する。		
所管課	行政改革推進課		

(5) 関係機関等との連携・協働体制の構築

多文化共生施策を推進するにあたっては、外国人材の受入れの現状把握や専門家の活用などが必要になるため、以下の新規事業を推進します。

事業No.	46	事業名	外国人受入機関 ¹³ 等地域の外国籍市民に関わる組織などの把握及び連携強化 新規
事業内容	・特定技能外国人の受入機関など外国籍市民との関わりが深い組織・団体との連携を構築する取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	47	事業名	多文化共生アドバイザー／マネージャー／コーディネーター ¹⁴ などの活用 新規
事業内容	・先進的な多文化共生施策を立案するために、有識者派遣制度の活用を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	48	事業名	地域の多文化共生施策を市と協働して行う外部組織の活用に関する調査 新規
事業内容	・よりきめ細やかな外国籍市民の生活支援を行うため、専門性を備えた外部組織の活用について調査する。		
所管課	国際文化交流課		

¹³ 「外国人受入機関」とは、特定技能外国人を実際に受入れ、支援する企業・個人事業主等のこと。

¹⁴ 「多文化共生アドバイザー」とは、総務省が派遣する多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方公共団体の担当職員のこと。「多文化共生マネージャー」とは、地域における多文化共生を推進するための専門研修の履修など一般財団法人自治体国際化協会（クレア）が指定する条件を満たした人材のこと。「多文化共生コーディネーター」とは、多言語・多文化化によって起こる様々な課題に、多様な人々・組織・機関との連携協働で対応していける人材のこと。

基本目標 4. 姉妹・友好都市交流などの充実



(1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実

姉妹・友好都市との交流や協力関係を深めるため、以下の事業を実施します。

事業No.	49	事業名	川越市姉妹都市交流委員会への支援
事業内容	・海外及び国内6市町村との姉妹・友好都市交流事業を実施し、市民同士の相互理解と友好親善を深める。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	50	事業名	中学生交流団などの相互派遣事業の実施
事業内容	・本市の未来を担う中学生を海外姉妹都市（オッフエンバッハ市／セーレム市）に派遣し、相互理解と友好親善を深める。 ・市立川越高等学校生徒とノースセーレム高校生徒が隔年で相互訪問し、相互理解と友好親善を深める。		
所管課	国際文化交流課、市立川越高校		

事業No.	51	事業名	姉妹都市の活用（KET ¹⁵ の採用）
事業内容	・姉妹都市セーレム市から学生を本市の英語指導助手として招聘し、児童生徒の国際感覚を育む。		
所管課	教育センター		

事業No.	52	事業名	ビジネス研修生相互派遣事業への協力
事業内容	・姉妹都市オッフエンバッハ市商工会議所と川越商工会議所間のビジネス交流として、ビジネス研修生相互派遣事業に協力する。		
所管課	国際文化交流課		

¹⁵ 「KET」とは、川越市姉妹都市交流事業により招致された英語指導助手のこと。

(2) 地域の活性化につながる国際交流の推進

本市の歴史や観光資源を生かした国際交流を推進するため、以下の新規事業を推進します。

事業No.	53	事業名	オリンピックホストタウン ¹⁶ 関連事業の推進
事業内容	・タイ王国のオリンピックホストタウンとして、タイ王国旧正月水かけまつりへの協力など、東京 2020 オリンピックのレガシーを活かした文化交流事業の推進を図る。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	54	事業名	海外に通用する川越の地域資源を活用した海外観光客誘致 新規
事業内容	・海外インバウンド ¹⁷ 需要を取り込み、地域の活性化を図るため、川越の地域資源を生かした取組について検討する。		
所管課	観光課、産業振興課		

事業No.	55	事業名	地域産業の国際化支援 新規
事業内容	・地域産業の国際化を促進するためジェトロ ¹⁸ 等との連携により、海外との経済交流を促し、経済活性化を図る取組について検討する。		
所管課	産業振興課		

¹⁶ 「ホストタウン」とは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会に向けて、地域の活性化や観光振興などの観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を国が登録する制度。

¹⁷ 「インバウンド」とは、訪日外国人旅行のことを意味する言葉。

¹⁸ 「ジェトロ」とは、日本貿易振興機構法に基づき設立された独立行政法人 日本貿易振興機構のこと。